

国保だより

焼津市国保について

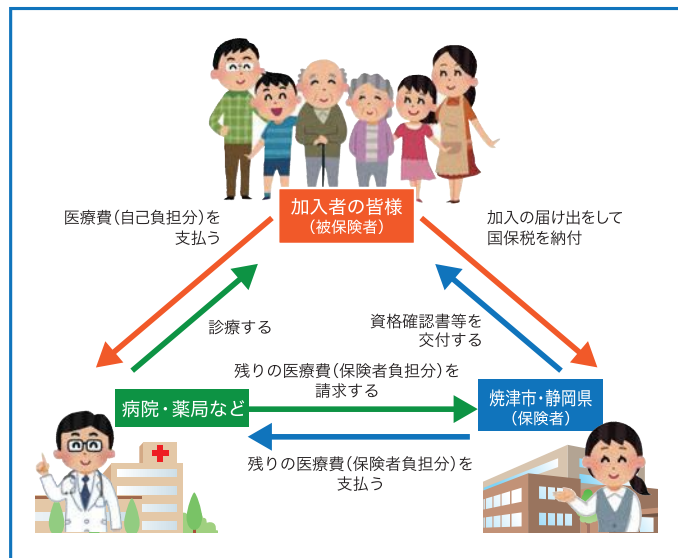


発行：焼津市国保年金課

令和8年7月3日

E-mail: nenkin@city.yaizu.lg.jp

国民健康保険（国保）のしくみ



① 医療費の自己負担分

医療機関などの窓口で支払う医療費（自己負担分）の割合は、年齢などに応じて異なります。（下図参照）

② 国保に加入する方

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している方、後期高齢者医療制度の対象の方、生活保護を受けている方以外は、国保に加入しなければなりません。

③ 国保税の納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯に国保加入者がいれば世帯主が納税義務者となります。

年齢ごとの自己負担割合

小学校入学前

2割



小学校入学後～70歳未満

3割



70歳～75歳未満

2割または3割



国保加入・脱退の届け出を忘れずに

就職や退職などで健康保険が変わった方は、国保の加入や脱退の届け出が必要です。

国保の加入や脱退の手続きは勤務先などではできませんので、忘れずに届け出をしましょう。

※マイナンバーカードの保険証利用登録をしていますが、国保の加入や脱退の届け出が必要です。

※18歳以下の子どもが加入・脱退するときは子ども医療費受給者証、印鑑もお持ちください。

国保の加入

対 象
・退職して勤務先などの健康保険を脱退した方 ・国保以外の健康保険の被扶養者から外れた方
持 ち 物
・これまで加入していた健康保険の脱退連絡票（※） ※スムーズに手続きができるよう、職場などに「脱退連絡票」の発行を依頼してください。 ・年金手帳、または基礎年金番号通知書（20歳～59歳の方） ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど） ・窓口などで届け出をする方の身分証明書



国保の脱退

対 象
・就職して勤務先の健康保険に加入した方 ・国保以外の健康保険の被扶養者になった方
持 ち 物
・勤務先などで新たに交付された資格確認書または資格情報のお知らせ、健康保険の加入証明書 ・焼津市国保から発行された資格確認書または資格情報のお知らせ ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど） ・窓口などで届け出をする方の身分証明書



届け出が遅れ、国保の資格がなくなった後に国民健康保険を使って医療機関（薬局を含む。）を受診した場合は、**国保で負担した医療費の全額を返していただくことがあります。**（なお、国保へ返還した医療費は、受診した日に加入していた健康保険へ請求することができます。）健康保険が焼津市の国保から変わった場合は、受診した医療機関に必ず連絡してください。

問合せ先

国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1113

国民健康保険税(国保税)について

令和8年度国民健康保険税納税通知書を発送します

令和8年度国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に発送します。

世帯に国保加入者がいるときは、納税義務者である世帯主に通知を送付します。内容をご確認ください。

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

児童手当などの子育て支援をさらに拡充するため、全ての世代で子育てを支えていく「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度から開始されます。これにより、各医療保険（健康保険組合、市町村など）に加入する被保険者の皆様に、これまでの保険料（税）に加え、「子ども・子育て支援金」をご負担いただくこととなりました。

令和8年度の国保税の税率

内 容		税率等	基礎課税分 (全加入者)	後期高齢者 支援金等分 (全加入者)	介護納付金分 (40～64歳)	子ども・子育て 支援納付金分 (全加入者)
所得割額	前年の所得額を基に算出	税 率	6.34%	1.80%	1.62%	0.27%
均等割額	被保険者数に応じて算出 (未就学児は半額)	1人当たり	28,100円	7,500円	8,800円	1,700円(※1)
平等割額	世帯単位で算出	1世帯当たり	18,000円	6,500円	6,000円	
限 度 額	上記3つを合計したときの 上限額	世帯合計	660,000円	260,000円	170,000円	30,000円

(※1) 18歳以上被保険者均等割額130円を含みます。また、18歳未満の子どもにかかる均等割は全額軽減されます。
※出産した方または今後出産予定の方は、申請により国保税の一部を免除します。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1113

国保税を含む
市税の納税相談

市役所開庁日時以外の納税相談日

- 相 談 日：①毎週木曜日（開庁日に限る）の午後7時まで
②毎月第4日曜日の午前9時から正午まで
※日曜日は英語・ポルトガル語・タガログ語・ビサヤ語の通訳者がいます。
- 場 所：市役所本庁舎3階納税促進課
平日は仕事で市役所にお越しになれない方は、ぜひご利用ください
- 問 合 せ 先：納税促進課 電話 626-1140



市職員をかたる還付金詐欺にご注意ください！

電話では還付金は戻りません。市職員がATM操作をお願いすることはありません。

「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の発送について

「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」を発送します

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月上旬に送付します。

「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は別々の封筒で発送しますので、家族内で届く時期が異なる場合があります。なお70歳未満の方で既に資格情報のお知らせが交付されている方には、再度の発送は行いません。

《70 歳以上の方、これから 70 歳になる方へ》

70歳以上の方には、前年の所得に応じて医療費の自己負担割合（2割または3割）が記載されています。

令和8年8月2日以降に70歳になる方には、誕生月の月末（1日生まれの方は前月末）までに自己負担割合が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。

《75 歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に移行します》

誕生日の前月に国保年金課後期高齢者担当から資格確認書などが発送されます。

問合せ先

国保年金課 保険担当 市役所本庁舎 2 階 電話 626-1113

令和 7 年中所得の申告と低所得者世帯に対する減額

世帯主及び国保加入者の令和7年中の所得金額の合計が一定金額以下である場合、国保税のうち均等割額と平等割額が減額されます。減額を受けるには、**世帯主及び国保加入者の確定申告などの所得申告が必要です。**令和7年中の所得がなかった場合は、**所得0の申告をしてください。**

問合せ先

国保年金課 保険担当 市役所本庁舎 2 階 電話 626-1113

国民健康保険限度額適用認定証及び 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」について、令和8年8月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新手続きが必要です。手続きは、認定証の有効期限満了日以降（令和8年8月1日～）から行えます。（8月中に更新の手続きをされた方は、8月1日からの認定証が交付されます。）

持ち物	●対象者の身元確認ができるもの（資格確認書またはマイナンバーカード、運転免許証など）
	●届出人の身元確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
	●世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの

ご注意ください

- マイナ保険証を利用する場合、原則として更新手続きは不要です。（非課税世帯で長期入院に該当する方を除きます。）
- 所得の申告をしていない場合、必ず所得の申告をしたうえで更新手続きを行ってください。
- 認定証の交付条件・・・国民健康保険税の滞納がない方

問合せ先

国保年金課 給付担当 市役所本庁舎 2 階 電話 626-1112

高額療養費制度の見直しについて

令和8年8月より、高額療養費制度が見直され月ごとの限度額が引き上げられます。また、新たに年間の限度額が設けられます。

引き上げ後の金額や詳細は、後日ホームページなどでお知らせする予定です。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。また、今回の見直しの背景などに関するご質問は、厚生労働省コールセンター ☎ 0120-617-111 においても承っております。

対応時間：月曜日～土曜日午前9時～午後6時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

適用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

問合せ先

国保年金課 給付担当 市役所本庁舎 2 階 電話 626-1112



特定健診を受けて 身体の状態を知るきっかけにしよう！ ～早めの予防ができ、医療費の節約にもつながります！～

特定健診とは

メタボリックシンドロームを中心とした、生活習慣病の発症や重症化を防ぐための健診です。

自覚症状がないのが生活習慣病！！

心臓病や脳卒中が起こるのは「ある日突然」、でも、実はその何年も前から身体の中での傷みは進んでいます。

特定健診を毎年受けることで変化に気が付き、**進行を抑えることができます。**



受診後のサポートも充実！

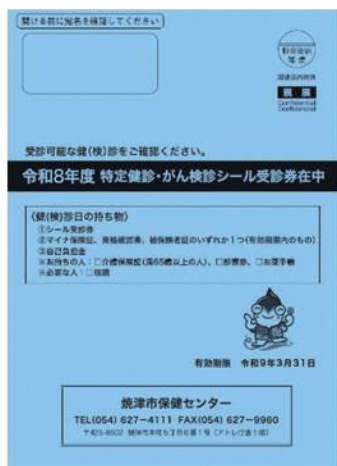
焼津市では

6,219人が受けています！

受診率は

37.3%

(令和6年度)



焼津市国保にご加入の
40歳から74歳の方に
こちらの青い封筒で
5月下旬に発送しまし
た。早めの受診を
ご検討ください。



- 特定健診の結果で気になる項目がある方は、保健センターの健康相談室をご利用ください。
- 特定健診の結果、生活習慣病の心配があると思われる方には、保健センターの職員が訪問させていただきます。

問合せ先

保健センター（健康づくり課） 電話 627-4111

医療費のお知らせの発送について

国保加入者の皆様にご自身の治療などにかかった医療費について確認いただき、国民健康保険事業の健全な運営を図るために、医療費のお知らせを発送しています。今年度は下記の予定で発送します。

受診月	医療費のお知らせの発送月
令和8年 1月・2月・3月	令和8年 8月
令和8年 4月・5月	令和8年 10月
令和8年 6月・7月	令和8年 11月
令和8年 8月・9月	令和8年 12月
令和8年 10月・11月	令和9年 2月
令和8年 12月	令和9年 3月

◎医療費のお知らせは、国民健康保険の加入者一人ひとりに発送します。

◎医療費のお知らせは、確定申告などで医療費控除を申告するときに添付して、明細の記載を簡略化することができます。医療費のお知らせの再発行はできませんので、必要な方は大事に保管してください。

問合せ先

国保年金課 給付担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1112